

第2回 厚真町地域公共交通会議 及び
第1回 厚真町地域公共交通活性化協議会



日 時 平成20年2月24日【火】
午後1時30分～
場 所 厚真町総合福祉センター

厚 真 町

会議次第

開 会

第2回厚真町地域公共交通会議

1. 会長挨拶 厚真町副町長 古川元三
2. 議 題
 1. 厚真町地域公共交通会議の廃止について
 2. 厚真町地域公共交通活性化協議会の設立について
 - (1) 地域公共交通活性化・再生総合事業(国土交通省)について
 - (2) 厚真町地域公共交通活性化協議会規約について

閉 会 (休 憩)

開 会

委嘱状交付

挨 拶 厚真町長 宮坂尚市朗

第1回厚真町地域公共交通活性化協議会

- . 会長挨拶
- . 議 題
 1. 役員選出
 - (1) 副会長の指名
 - (2) 監査委員の互選(2人)
 2. 厚真町地域公共交通活性化協議会の各規程について
 - (1) 厚真町地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について
 - (2) 厚真町地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について
 - (3) 厚真町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について
 - (4) 厚真町地域公共交通活性化協議会専門部会に関する規程(案)について
 3. 「厚真町地域公共交通活性化・再生総合事業」(案)について
 4. 平成21年度補助事業実施計画(厚真町地域公共交通総合連携計画)認定申請(案)について

. その他

閉 会

第2回厚真町地域公共交通会議

会長挨拶

議 題

1. 厚真町地域公共交通会議の廃止について (P2 資料1)

承 認

2. 厚真町地域公共交通活性化協議会の設立について
(1) 地域公共交通活性化・再生総合事業 (P4 資料2)

承 認

- (2) 厚真町地域公共交通活性化協議会規約について (P10 資料3)

承 認

厚真町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 厚真町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送に関すること。
- (3) その他交通会議が必要と認めること。

(組織の構成)

第3条 交通会議は、委員10人以内をもって組織するものとする。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 厚真町副町長
- (2) 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
- (3) 北海道胆振支庁地域振興部地域政策課長
- (4) 道南バス株式会社の代表
- (5) あつまバス株式会社の代表
- (6) 地域住民又は利用者の代表
- (7) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表

3 交通会議が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(会長、副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、厚真町副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、室蘭運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)をもって充てる。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。
- 4 交通会議は、原則としてこれを公開する。ただし、開催日時及び場所、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、まちづくり推進課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

厚真町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 厚真町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の推進及び輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道勇払郡厚真町京町120番地厚真町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務について協議、調整を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画に位置づけられた事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送に関すること。
- (5) 協議会の運営その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 厚真町副町長
- (2) 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
- (3) 北海道胆振支庁地域振興部地域政策課長
- (4) 道南バス株式会社の代表
- (5) あつまバス株式会社の代表
- (6) 地域住民又は利用者の代表
- (7) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表
- (8) 第9条第1項の規定による専門部会の代表

3 協議会が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、厚真町副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の再任は妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができるものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、厚真町役場 まちづくり推進課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、委員の互選により委員のうちから決定する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることができない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年2月13日から施行する。

第 1 回厚真町地域公共交通活性化協議会

議 題

1. 役員選出

(1) 副会長の指名

木 村 一

(2) 監査委員の互選 (2 名)

吉 田 章

高 橋 茂

2．厚真町地域公共交通活性化協議会の各規程について

- (1) 厚真町地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について (P15資料4)

承認

- (2) 厚真町地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について (P17資料5)

承認

- (3) 厚真町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について (P19資料6)

承認

- (4) 厚真町地域公共交通活性化協議会専門部会に関する規程(案)について (P20資料7)

承認

- 3．厚真町地域公共交通活性化・再生総合事業(案)について (P21資料8)

承認

- 4．平成21年度補助事業実施計画(厚真町地域公共交通総合連携計画)認定申請について (P24資料9)

承認

5．その他

厚真町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、厚真町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、厚真町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ） 協議会の会議に関すること。
- （ 2 ） 協議会の資料作成に関すること。
- （ 3 ） 協議会の庶務に関すること。
- （ 4 ） 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、厚真町まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、厚真町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （ 1 ） 事務局の運営に関すること。
- （ 2 ） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （ 3 ） 物品及び現金の出納に関すること。
- （ 4 ） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、厚真町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、厚真町において定められている公印の取扱いの例による。

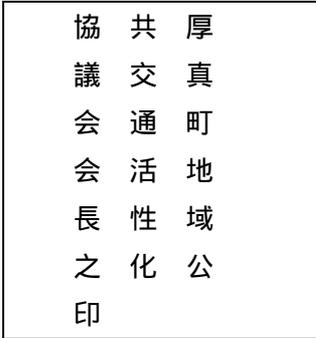
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年2月24日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
厚真町地域公共交通活性化協議会会長の印		18×18	会長名をもって発する文書	1	事務局長

厚真町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、厚真町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 12 条の規定に基づき、厚真町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、厚真町からの負担金、他の団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

4 会長は、第 2 項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに厚真町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、厚真町財務会計規則（昭和 39 年 4 月 28 日規則第 3 号。）の規定を準用する。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、厚真町財務会計規則(昭和39年4月28日規則第3号。)の規定を準用する。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第14条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを、速やかに厚真町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成21年2月24日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 調査研究費
		2 運行事業費
		3 広報広聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

厚真町地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、厚真町地域公共交通活性化協議会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、厚真町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

（報酬）

第 2 条 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の報酬は、日額 7,500 円とする。ただし、協議会委員のうち行政機関の職員については、支給しない。

（費用弁償）

第 3 条 協議会委員が協議会の会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員については、支給しない。

2 協議会委員が協議会の職務を行うために、町外に出張したときは、費用弁償を支給する。

3 前 2 項の規定は、規約第 4 条第 3 項に規定する者についても適用する。

（費用弁償の額）

第 4 条 協議会委員に支給する費用弁償は、厚真町職員旅費支給条例（昭和 25 年条例第 9 号。）の規定を準用する。

（委任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、協議会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。

厚真町地域公共交通活性化協議会専門部会に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、厚真町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、厚真町地域公共交通活性化協議会専門部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、規約第 3 条各号に掲げる事項で厚真町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、専門的な調査、検討を行うものとする。

（組織の構成及び任期）

第 3 条 部会は、部会員 13 人以内をもって組織するものとする。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから前条に掲げる事由が発生する度に、会長が指名するものとし、任期は、その事由が消滅するまでの期間とする。

- （ 1 ）農業団体関係者
- （ 2 ）商業団体関係者
- （ 3 ）福祉団体関係者
- （ 4 ）教育団体関係者
- （ 5 ）地域住民
- （ 6 ）公募による者
- （ 7 ）その他学識経験者

（委員長）

第 4 条 部会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、部会員の互選により部会員の中から決定する。

3 委員長は、部会を代表し、会務を処理する。

（報酬及び費用弁償）

第 5 条 規約第 13 条に規定する報酬及び費用弁償は、支給しない。

（事務局）

第 6 条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第 10 条に規定する事務局があたる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年2月24日から施行する。

厚真町地域公共交通活性化・再生総合事業（案）

厚真町の概要

厚真町は、北海道の南西部である勇払原野の北部に位置し、南北に細長い地形で、北は由仁町、夕張市、東はむかわ町、北西は安平町、南西は苫小牧市と接し、南は太平洋に面している。面積は、404.56k m²で、政令都市の大阪市、名古屋市、神戸市などより広く、横浜市（437.12k m²）とほぼ同じ広さを有している。

人口は、5,239人（平成17年国勢調査）で人口密度は12.9人/k m²と低く、市街地が役場所在地周辺地域と上厚真地域の2つあるほか郊外に集落が点在する構造となっている。

また、年齢三階層別人口及び世帯数で見ると（平成17年国勢調査）

年少人口：660人 12.6%

生産年齢人口：3,038人 58.0%

高齢人口：1,541人 29.4%

世帯数：2,005世帯

となっており、少子高齢化と核家族化が進展している状況である。

町の産業を就労人口で見ると（平成17年国勢調査）

第1次産業：1,124人 39.1%

第2次産業：449人 15.6%

第3次産業：1,302人 45.3%

となっており、第3次産業への就労人口が多い。

厚真町の交通

町内のバス

厚真町内には、民間の路線バスと町が実施主体の循環福祉バス、スクールバスと企業が社員の通勤用に運行しているバスが以下のとおりある。

あつまバス(株)	9路線
道南バス(株)	5路線（町内経由）
循環福祉バス	10路線（79条運行）
スクールバス	7路線
C(株)	通勤路線

また、上記のうち町外に向けて運行されているのは、

あつまバス(株)	7 路線 (内苫小牧市、千歳市は 5 路線)
道南バス(株)	5 路線 (" 5 路線)

となっている。

鉄道

鉄道は、J R 北海道日高線が厚真町の南部、太平洋沿いに通っており、浜厚真駅(無人)がある。

厚真町の交通課題

厚真町は、南北に細長く市街地が 2 つあり、その他集落が点在しており、郊外においては交通空白地域が見られ、高齢者の外出支援等の課題がある。(循環福祉バスの乗車場所まで自宅から 2 k m 離れているところもある。)

町内の定期路線バスは、利用者数の低迷により赤字路線が大半であり、国、道、町から補助金を受けて運行している状態である。路線バス維持のためにも、利用者数の増を図る必要があるが、利用者からは、運行時間(ダイヤ)などの不満の声が聞かれる。

循環福祉バスは、路線バスの幌内線が廃止されたのに伴い平成 13 年から幌内方面を含めて 10 路線を運行しているが、バス 1 台で運行しているため、利用したい時にバスを運行していない、又は、利用者がいなくてもバスを運行しているなど効率性や利便性が悪い。

また、自宅から乗降場所までが遠い、利用できる対象者が決まっているなどの不満の声が聞かれる。

J R は浜厚真駅が町内にあるが、接続するバスがない。(早来駅、沼ノ端駅は接続有)

その他

- ・ 公共施設(スポーツセンターなど)を利用したいが公共交通手段がない。
- ・ バス利用者の待合場所が、市街地にない。(買い物のためバスを利用して市街地に来たが、買い物は 1 時間もあれば十分で、帰りのバスまで待っている場所がない。)
- ・ スクールバスは、児童生徒の登下校と学校行事を基本運行としており、その他の時間帯は駐車場にあり有効利用とは言えない。

地域公共交通総合連携計画策定の目的

厚真町は、南北に細長い地形で市街地が 2 つあるほか郊外に集落が点在する構造で、郊外においては交通空白地域も見られ、さらには、少子高齢化と核家族化が進展して

いる状況であるため、町民の利便性、高齢者などの交通弱者に配慮した交通の確保、地域活性化等を町民と一体となって町内交通体系のあり方の計画を策定する。

調査・検討内容

- ・ 現況交通実態調査
- ・ 利用者ニーズ把握調査
- ・ スクールバス、循環福祉バスの活用方法（一般町民混乗を含む）の検討
- ・ 乗合タクシー、デマンドシステム導入の検討
- ・ 乗合タクシー等の実証実験
- ・

策定する地域公共交通総合連携計画の構想

- ・ スクールバス、循環福祉バスへの一般町民混乗の検討
- ・ 乗合タクシー及びデマンドシステム導入の検討
- ・ 利用者の利便性、地域社会の活性化を考慮しながら、路線バスを含めた効率的な町内交通体系の再構築の検討

